

## 国民体育大会予選会免除の制度運用に係る考え方について

国民体育大会におけるオリンピック競技大会等日本代表選手に対する予選会免除について、下記の考え方に基づき「国民体育大会予選会免除に関する要領」（以下、「要領」という。）を運用するものとする。

### 1. 免除対象大会について

要領第 2 項および第 3 項 (1) - ①において定める免除対象大会のうち、「第 2 項 エ 競技団体が指定する世界選手権大会等の国際競技大会」については、原則として以下に該当する大会であることとし、国民体育大会委員会がその内容を精査した上で決定する。

- (1) 世界選手権大会
- (2) ジュニア等年代別の世界選手権大会
- (3) アジア選手権大会
- (4) ジュニア等年代別のアジア選手権大会
- (5) オリンピック競技大会の予選大会
- (6) その他世界的にトップクラスの競技者が参加する国際大会

※ (1) ～ (4) については、その予選大会を含むものとする。

※ (6) については、参加者・参加国が極めて限定される大会を対象外とする場合がある。

### 2. 免除対象大会代表選手について

要領第 3 項 (1) - ②において定める、中央競技団体から都道府県競技団体への免除対象大会代表選手の通知については、以下に示す運用を認める。

- 免除対象大会における代表選手選考・決定の時期的な問題から、各競技における国体都道府県予選会に先立ち免除対象大会の代表選手を確定することができない場合、各中央競技団体はその時点でのナショナルチームメンバーを免除対象者として取り扱うことができる。